

電話相談

受付 | 午前10時~ 11時50分 時間 午後 1時~ 2時40分

03-3354-8520

事前予約 面接相談・随時相談

03-5919-7157



# 法人の元代表者への会計データの 提供と税理士の守秘義務

甲税理士は、従前、A会社の顧問 税理士であったが、A会社の代表取 締役であった乙が退任するのに伴って、A会社 との顧問契約を解消し、現在は関与していな い。現在は丙がA会社の代表取締役となってい るが、丙は甲税理士が全く知らない人物であ る。

① 今般、乙から連絡があり、A会社の乙に対 して未払となっている役員報酬を請求したいと の理由で、甲税理士が関与していた当時のA会 社の会計データの提供を求められた。甲税理士 は乙の要求に応じるべきか。

② A会社の創業者で大株主でもある丁が、乙 に会計データを提供するよう甲税理士に要請し てきた場合はどうか。

①②いずれの場合も、甲税理士は、 A会社の現在の代表取締役である丙 の許諾(同意)を得たうえで、乙に対してA会 社の会計データを提供するべきである。

### 1 税理士の守秘義務

(1)本事例では、甲税理士が乙にA会 社の会計データを提供することが税理士の守秘 義務に抵触するかどうかが問題となる。そこ で、はじめに税理士の守秘義務についての概要 を整理しておく。

(2)税理士法38条は、「税理士は、正当な理由がな くて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に 洩らし、又は窃用してはならない。税理士でな くなった後においても、また同様とする。」と 規定している。

ここで、「税理士業務に関し知り得た秘密」と は、税理土業務を行うに当たって、依頼人の陳 述又は自己の判断によって知り得た事実で、一 般に知られていない事項及び当該事実の関係者 が他言を禁じた事項をいう(税基通38-2)。次 に、「正当な理由」とは、本人の許諾又は法令に 基づく義務があることをいうものとされている (税基通38-1)。また、「窃用」とは、自ら又は 第三者のために利用することをいう (税基通38  $-3)_{\circ}$ 

(3)税理士が守秘義務を負うのは、税理士業務の 委任者本人に対してである。委任者が法人であ る場合は当該法人に対して守秘義務を負うこと になる。

(4)税理士が守秘義務に違反した場合は、①2年 以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられ る可能性がある(税理士法59条1項2号)ほか、 ②財務大臣による懲戒処分を受ける対象となり

(税理士法46条)、また、③所属税理士会による 処分を受ける可能性もある。東京税理士会の場 合は、訓告または1年以内の会員権停止である (東京税理士会会則47条1項、49条)。さらに、 ④税理士業務の委任者本人から損害賠償請求を 受ける可能性もある。

# 2 事例 1 ①の検討

事例1①では、A会社の元代表取締役であっ た乙が、自己が代表取締役をしていた当時のA 会社の会計データの提供を、当時の顧問税理士 である甲に求めているのであるから、一見、守 秘義務の問題は生じないようにも思える。

しかしながら、甲税理士が守秘義務を負うの は、あくまで法人であるA会社に対してであ り、乙個人に対してではない。他方、乙は、従 前はA会社の代表取締役であったが、現在はA 会社の代表権を有していない。したがって、乙 は現在においては、「第三者」といわざるをえな い。また、税理士が関与していた会社の会計デ

ータが「税理士業務に関し知り得た秘密」に該 当することは問題ないであろう。

そうすると、甲税理士は、A会社の許諾(同 意)を得たうえで、乙に対してA会社の会計デ ータを提供するべきであり、A会社の許諾を得 ずに乙に会計データを提供した場合は、守秘義 務違反を問われる可能性がある。

### 3 事例12の検討

事例1②は、乙への会計データの提供を、A 会社の創業者で大株主でもある丁が要請してき たという事例である。丁はA会社に大きな影響 力を持っているであろうから、丁が要請するの であればA会社の「本人の許諾」があるともい えそうである。

しかしながら、代表取締役は、株式会社の業 務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をす る権限を有するから(会社法349条4項)、関与 先が法人である場合の「本人の許諾」とは、当 該法人の代表取締役等、当該法人を代表する権 限を有している者の許諾を意味する。また、代 表取締役から当該法人の経理業務について権限 を委任されていると解される経理担当取締役等 の経理担当責任者が許諾をした場合も「本人の 許諾」があったと考えてよいであろう。

これに対し、当該法人の取締役や従業員たる 地位を有するだけで代表権がない者について は、それらの者の許諾があるからといって、当 該法人の「本人の許諾」があったとはいえない。 この点は、当該法人の創業者で大株主である者 であっても同様であると解される。

したがって、丁から乙へ会計データを提供す るよう要請があったとしても、A会社の現在の 代表取締役である丙又は丙から権限を付与され ている経理担当責任者の許諾を得ずに乙に会計 データを提供すれば、甲税理士は守秘義務違反 を問われる可能性がある。

# 遺言執行者への確定申告書類の提 供と税理士の守秘義務

甲税理士は、従前、資産家である 乙の確定申告業務をおこなってい た。今般、乙が死亡し、乙の長男丙と二男丁が 相続人となった。乙は公正証書遺言を遺してお り、遺言執行者として戊弁護士が選任された。

戊弁護士から、甲税理士に対し、乙の生前の 確定申告書類について開示されたい旨の要請が あった。甲税理士が長男丙に相談したところ、 丙は開示に反対であり、その理由として税理士 の守秘義務を主張している。

甲税理士は、戊弁護士に対して乙の生前の確 定申告書類を開示するべきか。

戊弁護士に対し、乙の確定申告書 回答 類の開示を求める理由について具体 的に説明するよう求めたうえ、「遺言執行者とし て、被相続人乙の全遺産を把握するために必要 である」等の合理的な説明が得られる場合は、 乙の確定申告書類を開示するべきである。

### 1 税理士業務の委任者が死亡した ときの法律関係

(1)税理士と委任者との法的関係は、税理土顧問 契約、申告代行等、いずれも委任契約(民法643 条以下)であると解されている(税理士顧問契 約について最高裁昭和58年9月20日判決等、申 告代行業務について東京地裁平成22年12月8日 判決等)。

(2)委任契約における受任者は、委任者の請求が あるときは、いつでも委任事務の処理の状況を 報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経 過及び結果を報告しなければならず(民法645 条)、委任事務を処理するに当たって受け取った

金銭その他の物を委任者に引き渡さなければな らない(民法646条1項本文)。

(3)したがって、税理士は、税理士業務の委任者 本人との間で上記各義務を負い、上記各義務を 履行しないまま委任者本人が死亡した場合に は、その相続人に対して上記の各義務を負うこ とになる。委任者本人の死亡は、委任契約の終 了事由とされているが(民法653条)、委任契約 が遡って消滅するわけではないので、従前の委 任契約に基づいてすでに発生している権利義務 関係は、相続人がこれを承継するからである。

なお、相続人が複数いる場合、税理士に対し て経過・結果の報告を求める権利や、預託物の 引き渡しを求める権利は、不可分債権であるか ら、各相続人は、全相続人のために税理士に対 して税理士業務の経過・結果の報告を求めるこ とができ、税理士業務の遂行のために故人が税 理士に預けていた書類等の引渡しを求めること ができる(民法428条)。

#### 2 遺言執行者が就任したときの法律関係

(1)遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を 作成して相続人に交付しなければならず(民法 1011条1項)、また、相続財産の管理その他遺言 の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有 する(民法1012条1項)。

遺言執行者がある場合には、相続人は、相続 財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為 をすることができず(民法1013条)、遺言執行者 は、相続人の代理人とみなされる(民法1015条) 結果、遺言執行者の法的行為の効果は相続人に 帰属する。なお、遺言執行者の任務は、遺言者 の真実の意思を実現するにあるから、必ずしも 相続人の利益のためにのみ行為すべき責務を負 うものではない(最高裁昭和30年5月10日判 決)。

(2)遺言執行者は遺言の執行に必要な一切の行為 をする権利義務を有するところ、全遺産の調査 ・把握と財産目録の作成は遺言執行のために必 須の事項であるといえるから、当該事務の遂行 のために被相続人の確定申告書類を確認する必 要がある場合には、当該書類を保有する者に対 してその引渡しを請求することができると解さ

# 3 事例 2 の検討

(1)以上に述べてきたところからすれば、甲税理 士としては、戊弁護士に対し、被相続人乙の確 定申告書類の開示を求める理由について具体的 に説明するよう求めたうえ、戊弁護士から「遺 言執行者として、被相続人乙の全遺産を把握す るために必要である」等の合理的な説明が得ら れる場合には、被相続人乙の確定申告書類を開 示するべきである。

(2)この点、長男丙は税理士の守秘義務を理由と して開示に反対しているが、前述したように、 もともと、被相続人の確定申告業務を行ってい た税理士は、相続人に対して結果報告義務等を 負っているところ、遺言執行者は相続人の代理 人とみなされるのであるから、遺言執行者に対 して被相続人の確定申告書類を開示することは 相続人に対して開示することと同視しうる。よ って、税理士の守秘義務に違反するとはいえな いと考えられる。

注) 内容は、平成26年1月1日現在の法令等 に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決 支援の一環として掲載しています。文中の税 法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私 見(参考意見)ですので、実際の申告等税法 の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任 において行ってください。